

4-3 適切な維持管理に向けて～剪定など～

街路樹などの剪定における樹形、時期、その他留意事項を以下に示します。近年は、酷暑の時期が長いことから、できるだけ適切な緑陰の確保に努めます。

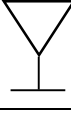
(1) 目標とする樹木手入

本区の高木や中低木における目標とすべき手入れ手法（樹形の型など）を以下に示します。

① 高木

一般的にその空間に応じた伸長スペースを活用して樹冠の大きな自然樹形仕立てを原則とし、連続性のある街路樹並木を生育し維持することが望ましいですが、狭い歩道の街路樹は、建築限界と路線ごとの特性、隣接建物や標識などのその場所に応じた制約条件を認識した上で、その空間に対応したコンパクトな樹形を維持することとします。

表 4.3.1 目標樹形の区分と代表樹種

樹形区分	代表樹種	樹形イメージ図
円錐形	イチョウ、メタセコイヤ	
卵円形	カツラ、ユリノキ、シラカシ、 トウカエデ、プラタナス、 ハナミズキ、ハクウンボク モミジバフウ、アオギリ	
球形	クスノキ、アキニレ、エン ジュ、マテバシイ、タブノキ モミジバフウ、ヤマモモ	
盃形	ケヤキ、センダン、ナンキンハ ゼ、サクラ（ソメイヨシノ）	
不整形	サルスベリ	卵円形に仕立てることもある。

② 中低木手入れ、生垣

「江東区樹木管理等標準仕様書」に準じて実施します。

(2) 適正な剪定時期（高木・中低木）

① 高木

高木の冬季剪定、夏季剪定、初夏剪定については、「江東区樹木管理等標準仕様書」に準じて実施します。

② 中低木刈込

花木類の刈込においては、花芽をつける時期を考慮し、刈込を行います。本区でよく植えられている代表的な低木であるツツジ類は6月中旬から8月中旬に花芽分化するため、開花して花が終わり速やかに刈込作業することが望ましいです。なお、樹種ごと、中低木の刈込時期については表 4.3.2 を参考に実施します。

表 4.3.2 主な花芽の分化時期及び剪定時期

樹種	剪定時期	花芽分化期（目安）	花芽の位置	開花期
アジサイ	7月下旬	10月上旬～10月下旬	頂芽	6月上旬～7月中旬
アベリア類	厳冬期を除く花を目的とする場合は場合は開花後	5月上旬～10月下旬	頂芽	6月～11月
ウツギ	花後	9月中旬～10月中旬	頂芽	5月～7月
ウメ	開花後（3月上旬）	7月上旬～8月中旬	側芽	1月中旬～3月中旬
カイドウ	落葉期（12月～3月）	7月中旬～8月下旬	側芽	4月上旬～4月下旬
クチナシ	7月中旬	7月中旬～9月上旬	頂芽	5月下旬～7月上旬
コデマリ	花期直後（5月～6月）	9月上旬～10月下旬	側芽	4月下旬～5月上旬
コブシ	落花直後（3月～5月）	6月中旬～7月下旬	頂芽	3月～4月
サクラ類	9月末～12月、1月末～3月	6月下旬～8月上旬	側芽	3月下旬～4月下旬
サザンカ類	花後～4月上旬	6月中旬～7月中旬	頂芽	11月下旬～1月中旬
サツキ	6月上旬	6月下旬～8月中旬	頂芽	4月下旬～6月中旬
サルスベリ	9月下旬～12月、2月～3月	4月中旬～5月中旬	頂芽	6月下旬～9月下旬
サンシュユ	4月中旬	6月上旬～7月下旬	側芽	2月下旬～4月上旬
シャクナゲ	7月～3月	6月上旬～7月中旬	頂芽	5月上旬～6月中旬
ジンチョウゲ	9月下旬～2月	7月上旬～7月中旬	頂芽	3月中旬～4月下旬
ツツジ類	6月上旬	6月中旬～8月中旬	頂芽	4月中旬～6月中旬
ツバキ類	3月～4月中旬	6月中旬～7月中旬	頂芽	11月中旬～4月下旬
ドウダンツツジ	3月下旬	8月上旬～9月中旬	頂芽	3月中旬～4月下旬
トチノキ	花後1か月以内（6月～7月）	7月下旬～8月中旬	頂芽	4月～5月
ニワウメ	花後（3月上旬）	7月上旬～7月中旬	側芽	3月下旬～4月下旬
ハクチョウゲ	11月～3月	6月中旬頃	頂芽	5月上旬～7月上旬
ハナモクレン	落葉期	5月上旬～5月中旬	頂芽	3月中旬～4月上旬
ハナズオウ	落葉期	7月上旬頃	側芽	4月上旬～5月下旬
ハナミズキ	1月下旬～3月	7月上旬～8月中旬	頂芽	4月下旬～5月上旬
フジ類	12月～3月	6月中旬～6月下旬	頂芽・側花	4月下旬～5月下旬
ベニバナトチノキ	花後1か月以内	7月下旬～8月中旬	頂芽	4月～5月
ボケ	5月下旬または10月	8月中旬～9月中旬	側芽	3月下旬～4月下旬
ボタン	10月上旬	7月下旬～8月下旬	頂芽	4月下旬～5月下旬
ミズキ	花期直後	6月中旬頃	側芽	4月中旬～5月中旬
ムクゲ	12月下旬～3月	5月上旬～5月下旬	側芽	7月上旬～9月中旬
モモ	12月～2月または開花後	8月上旬～8月中旬	側芽	3月下旬～4月中旬
ユキヤナギ	10月～2月	9月上旬～10月上旬	側芽	3月下旬～4月中旬
ライラック	5月中旬	7月中旬～8月中旬	頂芽・側花	4月中旬～5月中旬
レンギョウ	10月下旬～12月	8月上旬～8月下旬	側芽	3月中旬～4月中旬

（注）時期はすべて目安であり、天候・日照条件などにより変化する。

【出典】経済調査会「道路植栽の設計・施工・維持管理-安全な街路樹・危険な街路樹」

(3) 適正な剪定時期以外の対応(やご取り、胴吹枝切除)

やご（ひこばえ）、胴吹枝は以下のとおり対応します。

① やご(ひこばえ)

やごとは、根元または地中にある根元近くの根から発生する小枝で、台風などによって多くの枝葉が衰弱すると、これを補うために生じる場合があります。また、やごが歩行者や車両の通行の支障となる場合は、速やかに切除します。樹種や個体によっては健全であっても、やごが発生しやすい樹木もあり、その場合も適宜切除を行います。

② 胴吹枝

胴吹枝とは、上方の枝葉の衰弱に伴う光合成能力の低下を補うために幹から発生する枝です。木が自ら樹勢を回復させるための重要な新芽であり、無理な切除は樹木全体の衰弱を招くため、慎重に扱う必要があります。特にサクラ類は、上方枝が衰弱すると、これを補うために幹の中間から下方にかけて多くの胴吹枝が発生する傾向があります。緊急性がない場合は、樹木への負担が比較的少ない休眠期（冬季）まで待って剪定することが望まれます。ただし、歩行者や車両の通行の支障となる場合は、安全確保を優先し速やかに切除します。

【出典】農山漁村文化協会「図解 樹木の診断と手当：木を診る木を読む木と語る」

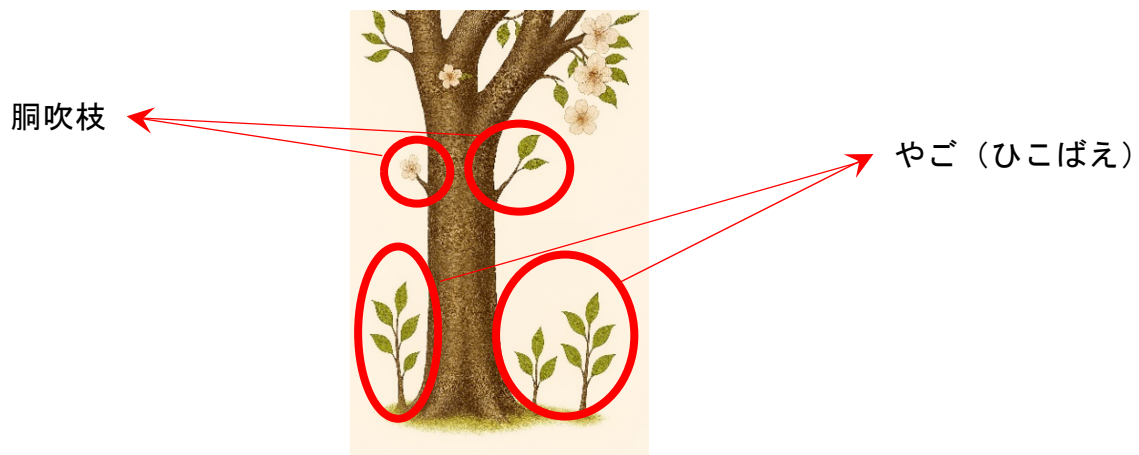


図 4.3.3 やご（ひこばえ）、胴吹枝イメージ

(4) 剪定の種類

剪定は、剪定に適した時期や樹齢による剪定手法を考慮しながら行います。

① 剪定の種類

基本剪定、軽剪定、支障枝剪定については、「江東区樹木管理等標準仕様書」に準じて実施します。なお、球形、円筒型（中低木）、低木刈込については、以下の点に注意して作業を実施します。

ア) 球形、円筒型（中低木）

単独で植栽されている中低木を、球形や円筒形の決められた形に仕立てます。

イ) 低木刈込

低木の基本寸法に基づき、一般的な植樹帯では、視距の確保や枝の密生した箇所の中すかしを行い、刈込み後の樹形を十分に考慮しつつ樹冠周縁の小枝については輪郭線を整えるように剪定します。

② 生長期、維持期、更新期に合わせた剪定

街路樹として植栽する樹木は、適切な樹形を有し、安全な通行環境を確保する必要があることから、本区では新植にあたり、樹高 4.0m 以上の樹木の植栽を推奨しています。この形状の樹木は、樹齢としては「壮木」の段階にあり、その後、植栽地の環境に適応して「成木」から「老木」に生長していくため、剪定手法はそれぞれの樹齢に応じて変化させる必要があります。

ア) 生長期（壮木）の剪定

- ・最終目標とする下枝高より下方の枝は早めに除去します。
- ・主枝と副主枝のバランスを見ながら、より多くの枝が出るようなコンパクトな樹形に誘導します。

イ) 維持期（成木）の剪定

- ・「切返剪定」によって、一定の大きさの樹冠を維持します。
- ・枯枝、病気の枝、折損枝などの切除は、いつの場合でも必ず先行させます。

ウ) 更新期（老木）の剪定

- ・枯枝や衰弱枝の除去程度で維持し、枝葉の切除は極力控えます。
- ・街路樹としての剪定に耐えられなくなった個体や回復が難しいと判断されたものについては、速やかに「壮木」に更新します。

【出典】日本造園建設業協会「街路樹剪定ハンドブック」（令和 6 年第 5 版）

③ 建築限界の規定

建築限界とは、道路において構造物などが歩行者や車両の安全な通行を妨げないように、一定の幅と高さの範囲に制約を設け構造物を設置してはいけないと定めたものです（道路構造令第 12 条）。

街路樹は、この建築限界や隣接する建築物によって、「空間的な制約」を受けます。これにより、街路樹の目標樹形は、車道側は下枝高 4.5m 以上、歩道側は下枝高 2.5m 以上を確保しなければなりません。図 4.3.4 で、緑色に枝葉が入る場合は支障枝剪定を実施します。

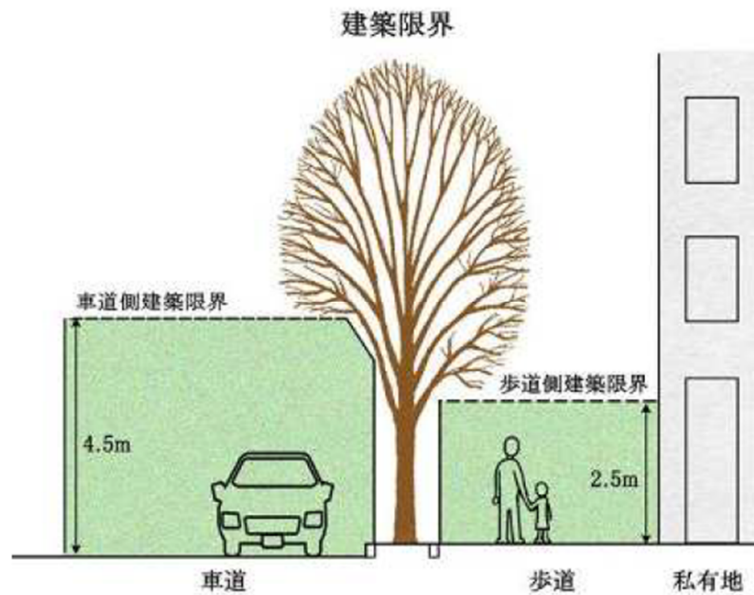


図 4.3.4 道路の建築限界

【出典】東京都建設局「街路樹診断等マニュアル」（令和 3 年度）P. 7

④ 防犯・安全

適切な剪定が行われない場合、枝葉が繁茂し歩道が暗くなることで防犯上の不安が高まり、周囲の状況が確認しづらくなるなど歩行者の安全に支障が生じます。また、過度な枝葉の繁茂は、樹木の衰退や枝折れの危険性を高め、並木の景観的な価値を損ないます。そのため、街路灯の明かりを枝葉で遮ることのないよう剪定に努めます。街路灯を覆っている状況があれば、速やかに支障枝剪定などを行い、道路に必要な照度を確保します。さらに、信号や規制標識などについても、安全確保の観点から視認を阻害している場合に剪定を行い、安全を確保します。



写真 4.3.5 枝葉が交通標識の支障となっている様子

(5) 剪定の手法

剪定の手法としては、切詰剪定、切返し剪定、枝抜剪定があり、樹木の状況や目的に応じた剪定手法を選ぶことが重要です。なお、剪定手法の詳細については、「江東区樹木管理等標準仕様書」や「街路樹剪定ハンドブック」（一般社団法人 日本造園建設業協会）を参考とします。

(6) 隙間緑化部の剪定などについて

本区では、区管理道路のみどりを増やすため、歩道の幅員が狭く街路樹の植栽が困難な路線において、歩行者の通行に支障がない範囲で、ヘデラなどのつる植物やボックスウッドを用いた隙間緑化を推進してきました。

しかし現在、隙間緑化では、植樹環境による生育不良や繁茂による維持管理の負担増、歩道・車道の通行支障、毛虫などの害虫対応といった課題が生じており、特に沿道の区民からは多くの要望をいただいている状況です。

そのため、隙間緑化を行った箇所では、同じ樹種の再植栽は行わず、現状維持または埋戻しなどの対応を行っています。

維持管理については、適切な時期に剪定し、現状維持に努めます。沿道の区民からの要望により植栽の撤去が必要となった場合は、別の樹種への変更や歩道形態への改修も含め検討します。なお、植栽せず植樹帯のみ残すことは維持管理面だけではなく安全面でも支障があるため、周辺の道路工事の状況を踏まえながら、植樹帯を撤去し歩道として整備していきます。



写真 4.3.6 ヘデラによる隙間緑化



写真 4.3.7 ボックスウッドによる隙間緑化

4-4 病害虫・野鳥・樹木損傷・根上りなどの対応

(1) 病害虫の対応

病害虫については、「江東区樹木管理等標準仕様書」を踏まえ、通行者への被害を防ぐためにも、速やかな対応に努めます。

特に、樹木を弱らせ倒木の危険性を高める穿孔虫（クビアカツヤカミキリなど）や腐朽菌については、発見次第、防除対策を講じるとともに、必要に応じて専門家による街路樹診断を実施します。

また、毛虫類の中には、樹木の葉を短期間で食い尽くす種類があり、大量発生や連年の発生が続くと、樹木の衰弱や枯死を招くおそれがあります。こうした被害を防ぐため、早期の剪定や必要に応じた薬剤散布など、状況に応じた適切な対応が重要です。なお、害虫防除における薬剤散布については、生態系への影響に配慮し、使用を極力抑え、必要最小限にとどめるものとします。

【モンクロシャチホコ】

幼虫は8～9月に1回、サクラに発生します。この毛虫が発生すると、樹に付いている葉が全て食べられている桜を見かけるほどの大食漢です。若齢幼虫は葉の裏側にびっしりと身体を寄せ合っています。無毒ですが、肌に触れると軽度のアレルギーが生じることがあります。大量発生した際は、剪定と薬剤散布による駆除を行っています。



写真 4.4.1 モンクロシャチホコ
【写真提供】公益財団法人日本花の会

【オビカレハ】

年1回発生し、卵で越冬し、幼虫は3～4月の発芽前に孵化します。食性の範囲は広く、サクラやウメのほか、モモ、リンゴ、ヤナギ、バラなどにも発生し、一般家庭の庭でも普通に見られます。無毒で、体の毛も柔らかいため、危険性の低い毛虫です。大量発生した際は、剪定と薬剤散布による駆除を行っています。



写真 4.4.2 オビカレハ



写真 4.4.3 オビカレハの卵塊

【出典】公益社団法人農林水産・食品産業技術振興協会 「ホームページ（オビカレハ）」
(<https://www.jataff.or.jp/konchu/kemushi/obikareha.html>)

【チャドクガ】

年2回発生し、卵で越冬します。体毛に毒があり、触れると激しいかゆみを覚え発疹が出ます。第1回の幼虫の発生は4月中旬から6月下旬、第2回目の幼虫の発生は、8月下旬から10月中旬。食性の範囲はツバキ、サザンカ、ヤブツバキなどのツバキ科の植物です。発生した際は、バーナーによる焼却、剪定ならびに薬剤散布による駆除を行っています。



写真 4.4.4 チャドクガの群生

【出典】環境省 水・大気汚染局「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」
(令和2年5月改定)

【クビアカツヤカミキリ】

クビアカツヤカミキリは、サクラやモモ、ウメ、スモモなどのバラ科樹木に寄生し、幼虫が樹の内部を食べて枯らしてしまう外来のカミキリムシです。平成30年1月にクビアカツヤカミキリは「特定外来生物」に指定されました。特定外来生物とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるもののの中から指定されます。

樹木の周辺にフラスや成虫が確認された場合は、写真や被害状況を記録に残します。また、東京都環境局の「クビアカツヤカミキリ防除の手引」を参照し、薬剤防除、ネット巻きなど、速やかに対策を講じ被害の抑制を図ります。



写真 4.4.5 クビアカツヤカミキリの特徴

【出典】環境省「クビアカツヤカミキリの関連情報のリンク集」
 (https://www.env.go.jp/nature/gairai/info_kubiaka.html)



写真 4.4.6 幹に付着したフラス

※フラス：幼虫が排出する木屑と糞が混ざったもの

(2) 野鳥への対応

野鳥が休息・営巣することがある街路樹は、都市の生態系にとって重要な役割を果たす一方で、フン害や落下物、騒音などにより周辺生活環境に影響が生じる場合があります。全ての野鳥は鳥獣保護管理法で保護されているため、原則、捕獲・駆除することはできません。

そのため、野鳥の保護と道路利用者の安全確保の両立を図り、状況に応じた適切な対応が求められています。営巣が確認された場合は、鳥獣保護管理法に基づき、巣立ちまで見守ることを基本としつつ、安全上の支障がある場合には専門家や関係部署と連携し、必要な措置を検討します。また、剪定による野鳥被害が生じにくい環境づくりが重要です。

【ムクドリ】

ムクドリは、主に群れで生活し、夏から秋にかけては笹藪や街路樹などに大集団でねぐらを作ります。鳴き声としては、「キュルキュル」「ジャージャー」など状況に応じて様々な声を出します。

本区の道路において、街路樹に集まるムクドリの鳴き声による騒音、糞尿による悪臭や路面の汚れなど、生活環境被害の陳情が来ることがあります。ただし、陳情件数は少なく、予防保全的な対策は実施していません。

剪定や防鳥網の設置、追い払い器具の使用などの対策がありますが、対策を講じても、ムクドリが次に移動する先で被害が生じることがあるため、本区では剪定による対策のみを行っています。



写真 4.4.7 ムクドリ

【出典】農研機構「鳥種別生態と防除の概要：ムクドリ」

【カラス】

カラスは、他の野鳥が自然環境を好むこととは異なり、雑食なため餌の確保が比較的容易で豊富な自然・都市環境を好みます。

なお、「カラス」と呼ばれるのは、主にハシブトガラスとハシボソガラスです。

道路における、カラス被害の多くは、街路樹に作った巣に人が近づくと威嚇・攻撃をするというものです。これは、子育て時期にこどもを敵から守るための行動で、人に攻撃し危害を及ぼすおそれのある場合に限り巣を撤去しています。

こまめな剪定や、巣の撤去が有効ですが、件数が少ないため予防保全的な対策は実施しておらず、必要に応じて巣の撤去を行っています。

Column 巣の撤去

人に攻撃し、危害を及ぼすおそれのある場合は、道路緑地管理の業者がカラスの巣の撤去を行います。巣の中に卵やヒナが確認される場合であっても、道路緑地管理の業者は許可証（鳥獣の捕獲などまたは鳥類の卵の採取）を持つため、撤去可能です。

なお、撤去は「鳥獣の保護及び管理及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）」による東京都環境局から許可を受けた者（業者）が行います。

(3) 樹木損傷の対応

自動車などが街路樹へ接触し、太枝に損傷が生じた場合は、樹木の健全性と安全性を確保するため、最適な位置で枝を切除し、切断面には防腐剤を塗布するなどの処置を行います。なお、倒木の危険性が高く緊急対応が必要と判断される場合には、街路樹診断などの正式な評価を待たず、速やかに伐採を実施し安全を確保します。

(4) 根上りの対応

通行者の安全確保の観点から、街路樹の根上りにより歩道に段差が生じた場合には、すり付け舗装などにより段差の緩和を図ります。段差解消が困難な場合及び抜本的な対策が求められる場合には、根の切断を検討する必要があります。その際は、倒木リスクを回避するため、当該樹木の支持根の状況などを事前に確認し、以下のとおり安全性を確保した上で作業を実施します。

① 根切断時の安全対策

ア) 支持根の発達状況などを作業時に可能な範囲で確認します。

(車道側以外の3方向の支持根を確認)

イ) 3方向の支持根を切断する必要がある場合、または、切断する根が支持根かどうか確認できない場合は、切断記録を残すとともに、根の支持力と樹形のバランスを考慮した軽減剪定を行います。

② 支持根切断樹木の継続管理と健全性の点検

支持根切断樹木は、根の切断による腐朽や倒木の危険性などを継続的に確認する必要があります、通常の点検より短い期間（状況により1～3年程度）で健全性の点検を行います。

③ 安全確保が困難な場合の撤去検討

樹勢が衰えた樹木で、根の切断により著しく衰退するおそれがある場合や3方向の支持根の内2つを切断せざるを得ない場合は、当該街路樹の倒木の可能性が高くなることから撤去・更新を検討します。

Column 根上り対応の事例

本事例については、横十間川沿いの植栽樹に植えられたクスノキであり、護岸に近接していることから、将来的な根の伸長により、河川構造物を破損させる懸念がありました。また、歩道の段差すり付け舗装を実施しても、将来的に再び発生する可能性が高かったためやむなく伐採を実施しました。



根上り状況



対策後

(5) 視距確保の対応

視距とは、車両交通の安全性・円滑性を確保する観点から道路を走行する車両の運転者が、前方の状況を安全に確認できる距離のことです。簡単に言えば、運転中にどれだけ先まで見えるかということです。道路に植栽される街路樹は、安全性の観点から（標識、信号機、交差点など）との十分な視距を確保する必要があります。

低木が伸び、こどもなどの歩行者が隠れてしまうような視距の確保ができていない状態は避けなければなりません（写真 4. 4. 8）。

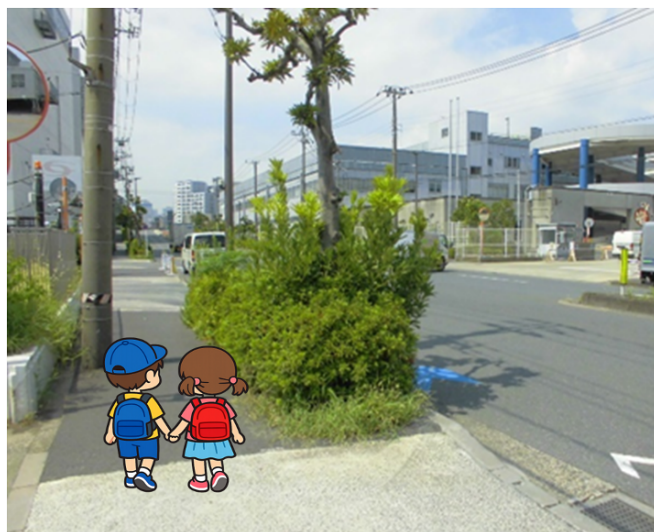
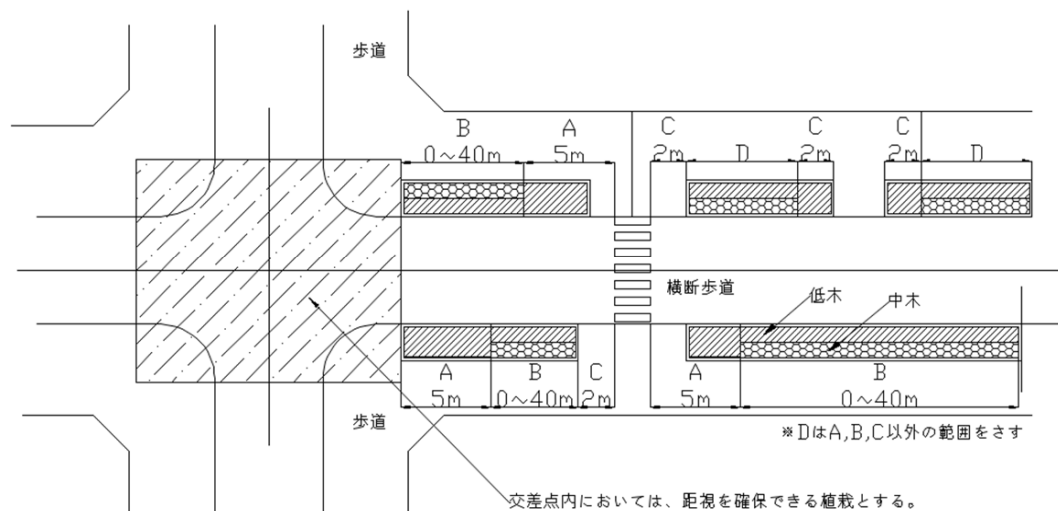


写真 4. 4. 8 視距確保ができていない低木

交差点や横断歩道、乗入れ部などの付近における剪定や刈込の基準については、以下のとおりです。

高木などの植栽は行わず、樹木の制限高さは車道舗装面から 80 cm 程度とします（高さは仕上がり面の刈高）。ただし、交差点や横断歩道付近及び切り下げの前後など、特に視距の確保が必要とされる箇所（次図 A 及び C）の低木については、車道舗装面からの高さを 60 cm 程度となるよう維持管理します。



A：交差点内から、または横断歩道から手前側 5m の視距確保が必要な部分

C：切り下げ部の両側及び横断歩道から先 2m の視距の確保を補助する部分

図 4.4.9 中低木の維持管理について

【出典】東京都建設局「道路工事設計基準」（令和 8 年度）をもとに江東区作成

4-5 伐採について

(1) 伐採が必要となる背景

枯損木や枯れ枝が多い、根元の腐朽など、生育状態が著しく悪い街路樹は、倒木による通行者や民地への被害防止のため、速やかに伐採する必要があります。また、根上りにより舗装が盛り上がるなど、周辺への影響が著しく大きい場合も、やむを得ず伐採を検討する必要があります。なお、伐採する際は、切り株が低木に隠れて通行人がぶつかる事故などが起きないように配慮します。

(2) 伐採の対象となる樹木

① 危険な樹木

老朽化や生育不良など、倒木の危険があると判断される樹木の目安を以下に示します。

- ア) ベッコウタケなどの子実体（キノコ）の発生
- イ) 樹木診断（外観診断）の結果が健全度C
- ウ) 樹木診断（根株診断）の結果が腐朽・空洞有
- エ) 埋設管工事などによる根の著しい損傷
- オ) 幹の肥大や根上りなどによる沿道への著しい悪影響有

② 傾斜した樹木

樹木が傾くなどして建築限界を侵す、民地への越境の可能性があるなどが生じた際には、車両や歩行者、区民の安全に配慮し、必要に応じた伐採を検討します。通行上の安全性が確保できない場合は、伐採・更新による街路樹の適正な配置・管理を行います。

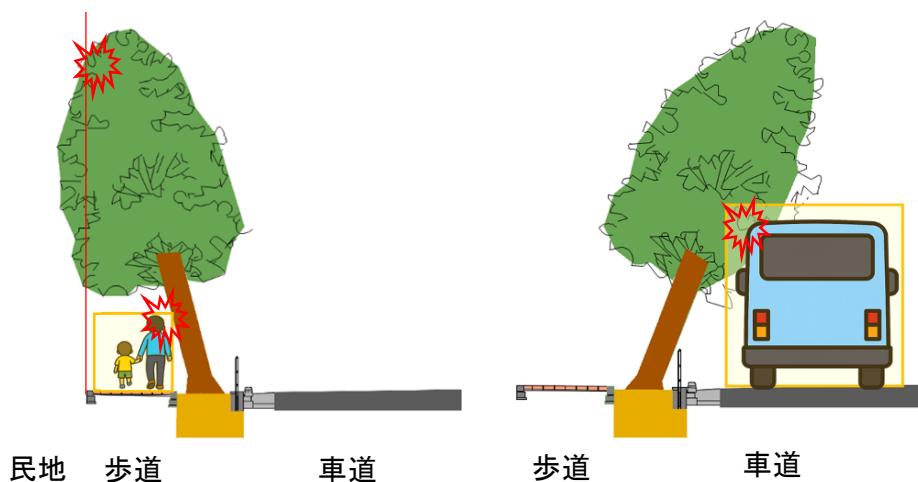


図 4.5.1 樹木の傾きによる通行上の支障

③ 大径化した樹木

街路樹の大径化は、交通安全上の課題、樹勢の衰えを含む生育上の課題、並木としての景観上の課題、管理上の課題など、様々な課題を誘発します。狭い歩道に植栽され、樹体が大きくなりすぎたことにより、枝葉の繁茂による歩行空間の暗がり、視認性の悪化、隣接する敷地への越境、根上りによる舗装縁石の破壊、落葉や清掃などの課題がみられます。

大径化した街路樹は、周辺環境、道路構造、管理の困難性を踏まえて、やむを得ない場合は、間引きや樹種変更を含む更新、撤去などを検討する必要があります。

(3) 伐採の判断基準

伐採の最終的な判断は、原則として「街路樹診断等マニュアル」（令和3年度東京都建設局）に基づき、必要性を慎重に検討した上で実施します。基本的には、街路樹診断における外観診断の結果が「C判定」となった場合に伐採・植替えを行います。（※建築限界でのC判定は別途考慮）。

また、枝に付いた葉が少なく明らかに枯死している場合や幹を押すと大きく揺れるなど、倒木の危険性が高く緊急対応が必要と判断される場合には、街路樹診断を待たず、職員の判断により速やかに伐採を実施します。

なお、職員の伐採判断は、表 4.5.5 の「樹勢・樹形の活力度診断基準表」を参考に、活力度「5」に該当するなどの総合的な状況を踏まえて行います。



写真 4.5.2
枯れたムサシノケヤキ

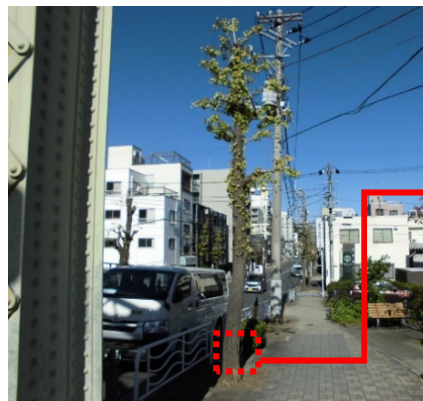


写真 4.5.3
伐採したイチョウ



写真 4.5.4
根元の開口空洞状況

表 4.5.5 樹勢・樹形の活力度診断基準表

診断項目	活力度				
	1	2	3	4	5
					
樹勢	旺盛な生育状態を示し、被害が全く見られない	いくぶん被害の影響を受けているが、あまり目立たない	異常が明らかに認められる	生育状態が劣悪で回復の見込みが低い	ほぼ枯死している
・枝の伸長量	良好	いくぶん少ないがあまり目立たない	枝は細くなり短い	枝は極度に短小、ショウガ状の節間がある	ほとんど成長していない
・梢や上枝の先端の枯損	なし	少しあるがあまり目立たない	多い	著しく多い	ほとんど枯損している
・下枝の先端の枯損	なし	少しあるがあまり目立たない	多い 切断が目立つ	著しく多い 大きく切断されている	ほとんど枯損している
・枝や幹の枯損、損傷	なし	穿孔・傷が少しあるがあまり目立たない	古い傷が残る	腐朽、空洞が著しい	大きな腐朽、空洞、樹皮の剥がれがある
・剪定後の巻き込み	巻き込みが早く良好	普通	やや遅く剪定断面が残る	著しく不良で剪定断面が腐朽	巻き込みが見られず腐朽が著しい
・葉の大きさ	良好	所々に小さい葉がある	全体的にやや小さい	全体的に著しく小さい	小さな葉がわずかしかない
・葉の色	良好	少し変色が見られる	変色が多い	変色が著しい	ほとんどが変色している
樹形	望ましい樹形を保っている	若干の乱れはあるが、望ましい樹形に近い	望ましい樹形の崩壊が進んでいる	望ましい樹形がかなり崩壊し回復の見込みが低い	望ましい樹形が完全に崩壊している
・幹の傾きや湾曲	なし	少しあるがあまり目立たない	やや大きい	大きい	極めて大きい
・幹の欠損や枯損	なし	少しあるがあまり目立たない	やや大きい	大きく欠損している。又は枯損が著しい	欠損し、ほとんど失われている。又はほとんど枯損している
・枝の密度や分布	小枝・中枝・大枝がバランスよく充実している	普通 活力度1に比べてやや劣る	枝の密度がやや疎、又は枝の分布がやや偏っている	枝の密度が著しく疎、又は枝の分布が著しく偏っている	生きた枝がほとんどない

【出典】東京都建設局「街路樹診断等マニュアル」（令和3年度）P.19

(4) 伐採までの流れ

伐採までの流れについては以下のとおり行います。

- ① 緊急の場合を除いて、1週間から10日間程度のお知らせ期間を設け、周知を行います。周知方法及び内容については、委託業者と調整し決定します。

- ② 伐採時は、周辺樹木、施設物、民家などを損傷しないよう注意深く行います。埋設物がある場合は、必要に応じて企業者に立会いを求めます。また、周囲の植栽などは必要に応じシートを覆せるなど保護処置を行います。
- ③ 抜根して根部を除去した場合は、直ちに植込地用土をもって埋戻し、地表面をならして危険のないように処理します。
- ④ 伐根の際に地下部に生育の障害となるような異常を発見した場合は、対応を検討します。
- ⑤ 伐採材、抜根材は、作業終了後搬出処分するとともに、周囲はきれいに清掃します。なお、植樹帯の高木や低木が枯損し撤去した場合は、景観保全の観点から順次補植を行います。

(5) 街路樹伐採後の植樹について

根が歩道下周辺に広がり、抜根する際に地下埋設物に影響を与える可能性があります。そのため、伐採時は通行に支障が生じないように地盤面付近で撤去を行い、伐採後は数年間置き、腐朽状況の経過観察をしつつ、埋設物への影響がなくなった段階で抜根します。伐根後は速やかに補植を行うことが望ましいですが、埋設企業者などによる工事や植栽時期を考慮し、適切なタイミングで補植を行うことが必要となります。



写真 4.5.6 歩道の空き樹

Column 区における街路樹の伐採について

街路樹の伐採は、安全性の確保や景観の形成など、様々な観点から実施されています。

街路樹は、ただ植えておけば人々に憩いやうるおいを与えられるわけではありません。葉が茂り枝が伸びれば「剪定」が必要となり、倒木のおそれが出てくれば「伐採・伐根」、伐根後には新たな「植栽」を行うなど、継続的な管理が欠かせません。

また、樹木が大きくなるほど管理には大型の機材が必要となり、維持管理にかかる費用も増大します。

安全で快適な街路樹のあるまちなみを保つためには、多くの手間と費用が必要となりますが、区の予算には限りがあります。

このため、どの程度のリスクを許容するかを見極めながら、維持管理が困難となった街路樹については、総合的に判断した上で伐採や更新を行わざるを得ない場合があります。

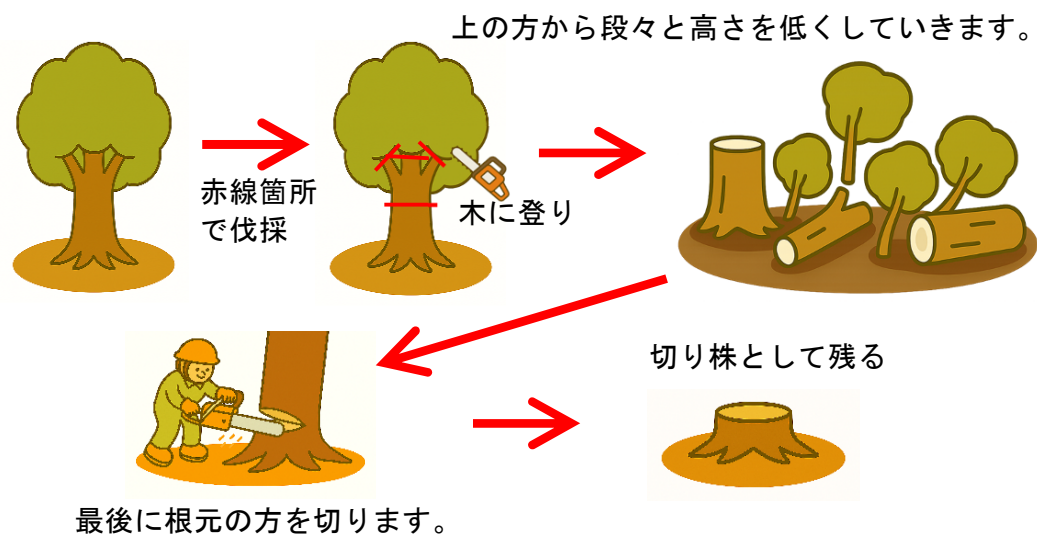
区民の憩いとうるおいのある暮らしを守るためにも、こうした取り組みが必要となっています。



伐採対象となり得る街路樹

Column 区における街路樹の伐採・伐根の手順

伐採:木を根元から切り倒す作業



抜根:伐採後に残った根や切り株を抜く作業（1本だけ抜く場合）

路線の整備工事が無い場合は、伐根までには時間を要します。



※伐採と伐根は異なるため、作業費用もそれぞれ別でかかります。

4-6 維持管理における DX※¹(GIS の活用)

※¹ DX: Digital Transformation の略。企業などがデジタル化により、業務効率化・生産性向上・競争力向上・BCP の充実化が図られること。

(1) DX 推進の背景と目的

少子高齢化や労働人口の減少などを背景に、従来どおりの方法では、行政サービスの水準を維持することが非常に困難な局面を迎えています。

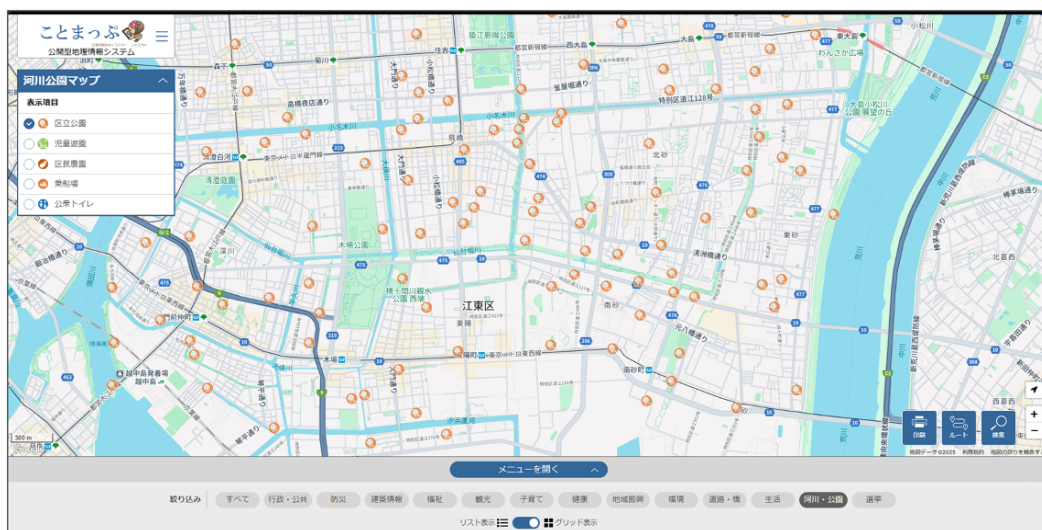
本区では、「江東区 DX 推進計画」(令和 7 年 3 月)を策定し、AI や自動制御、遠隔操作、センサ技術などのテクノロジーを用いて、みどり・環境、子育て・教育、産業・生活、健康・福祉など様々な分野における地域課題の解決を図り、区民にとって便利で質の高い行政サービスの提供と一層の効率的な行政運営を目指しています。

土木分野でも DX を推進するため、統合型 GIS を活用した道路情報の提供など、様々な取組を進めています。街路樹管理においても、従来のような紙の台帳による管理や経験則による対応では限界があることから、必要な情報の入手・記録・分析がより正確かつ迅速に行える統合型 GIS を活用し、街路樹の効率的・計画的な維持管理を実施していきます。

(2) 街路樹における統合型 GIS の整備について

街路樹における統合型 GIS の整備は、以下を予定しています。

- | | | |
|-----------|---|-----------------------------------|
| 令和 7 年度 | : | 街路樹調査の実施 |
| 令和 8 年度 | : | 街路樹情報及び管理台帳(拡張機能)を
統合型 GIS へ搭載 |
| 令和 9 年度 | : | 正式運用開始 |
| 令和 9 年度以降 | : | 公開型 GIS による区民への公開 |



4.6.1 公開型 GIS の公開イメージ

【出典】江東区「ことまっぷ 河川公園マップ」

(3) GIS の活用方法

街路樹情報を統合型 GIS へ搭載することにより、街路樹 1 本ごとの正確な位置や樹種などの情報把握や維持管理履歴を活用した優先的・重点的な作業管理が可能となります。

表 4.6.2 統合型 GIS で確認できる街路樹情報一覧（予定）

項 目	表 示 内 容
施設種別	高木または中木
地区名	東部、西部、臨海部
管理番号	街路樹の管理番号
路線番号	江東区認定路線番号など
街路樹路線番号	各地区に付けられている街路樹専用の路線番号
住所	江東区〇丁目〇番
樹種	—
樹木種別	常緑樹、落葉樹、針葉樹、特殊樹
幹周（高木のみ）	単位「cm」
樹高（中木のみ）	単位「m」
植栽位置	植樹樹、橋台敷、植樹帯
支柱形状	支柱がある場合記載。 二脚鳥居（添木付）、二脚鳥居（添木なし）、三脚鳥居、十字鳥居、二脚鳥居組合せ・ハツ掛・添柱形
伐採	伐採年月日
植栽年月日	年月日を記載
診断年月日	街路樹診断の年月日
診断判定	街路樹診断の判定結果
作業履歴	剪定など作業履歴の年月日
備考	—
緯度	GIS 座標より
経度	GIS 座標より

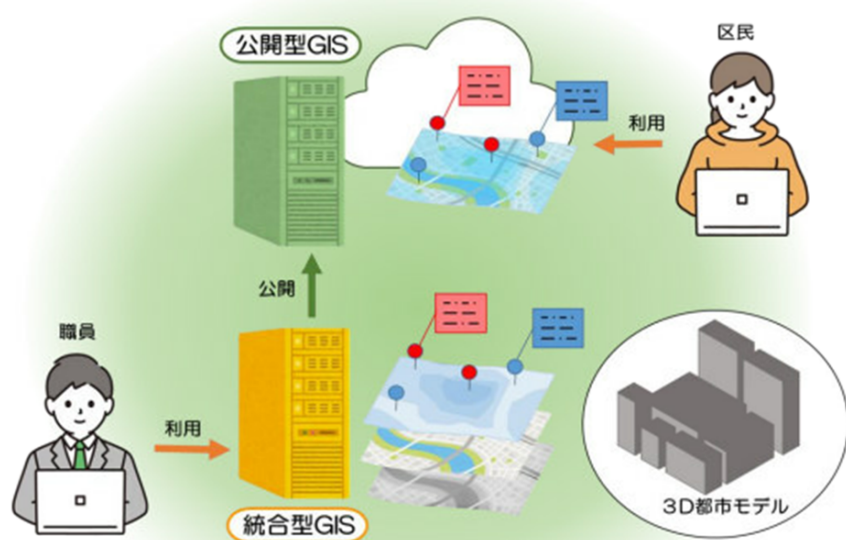


図 4.6.3 統合型 GIS・公開型 GIS の利活用

【出典】江東区「江東区 DX 推進計画」（令和 7 年 3 月）